

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 投資法人</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 投資法人の登録等（第二百十三条―第二百二十条の二）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 投資法人</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 投資法人の登録等（第二百十三条―第二百二十条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「適格機関投資家私募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバ</p>

募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「適格機関投資家私募」又は「特定投資家私募」とは、それぞれ法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募又は特定投資家私募をいう。

(適格機関投資家を除くための要件等)

第四条 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 (略)

二 外国投資信託の受益証券 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 当該受益証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(ロ及び第五条第一項第二号において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ (略)

三 (略)

(特定投資家の範囲)

第四条の二 法第二条第九項第二号に規定する特定投資家とみなされる者のうち内閣府令で定める者は、金融商品取引業等に関する内閣

タイプ取引、受益証券、公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいう。

(適格機関投資家を除くための要件等)

第四条 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 (略)

二 外国投資信託の受益証券 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 当該受益証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(ロ及び次条第二号において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ (略)

三 (略)

(新設)

府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第五十三条第一号に掲げる契約（次項において「有価証券取引契約」という。）に関して金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の三第四項（同法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者とする。

2 法第二条第九項第二号に規定する特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定める者は、有価証券取引契約に関して金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者とする。

（受益証券の譲渡に関する制限等）

第五条 令第八條第一項に規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 一三 （略）

2 令第八條第二項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一 当該受益証券と金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十二條第一項第五号イからハまでに掲げる事項が同一である受益証券が、金融商品取引法第二十四條第一項各号（同法第二十七條において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

二 当該受益証券の発行者、取得の申込みの勧誘を行う者及び取得しようとする者の間において、次のイ及びロ（当該受益証券の発

（受益証券の譲渡に関する制限等）

第五条 令第八條に規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 一三 （略）

（新設）

行者、取得の申込みの勧誘を行う者及び取得しようとする者がロに掲げる事項を定めないこととしたときはイ）に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

イ 当該取得しようとする者が取得した当該受益証券を特定投資家等（令第八条第二項第二号に規定する特定投資家等をいう）

ロにおいて同じ。）以外の者に譲渡を行わないこと。

ロ 次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が取得した当該受益証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

(1) 当該受益証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、支配株主等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十第二項に規定する支配株主等をいい、当該発行者が会社以外の者である場合にはこれに準ずる者を含む。）である者（以下この条において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）に対して譲渡する場合

(2) 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第

一、第二百三十五条第一項、二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合

3 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして前項第二号ロ(1)及びこの項の規定を適用する。

4 第二項第二号ロ(1)及び前項の被支配法人等とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合における当該他の法人等をいう。

（投資信託約款の内容の届出）

第六条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第三百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあつては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあつては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第百十二条第八号及び

（新設）

（新設）

（投資信託約款の内容の届出）

第六条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第三百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあつては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあつては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第百十二条第八号及び

第二百四十四条を除き、以下同じ。）、信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人の本店（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。

一～八 （略）

九 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

十 募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下この章及び次章において同じ。）又は私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の期間

十一～十三 （略）

2 （略）

（投資信託約款の内容等を記載した書面の交付を要しない場合）

第十条 法第五条第一項ただし書（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 受益証券の取得の申込みの勧誘が特定投資家私募により行われる場合であつて、その締結する投資信託契約に係る投資信託約款

第二百四十四条を除き、以下同じ。）、信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人の本店（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。

一～八 （略）

九 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

十 募集（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下この章及び次章において同じ。）又は私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の期間

十一～十三 （略）

2 （略）

（投資信託約款の内容等を記載した書面の交付を要しない場合）

第十条 法第五条第一項ただし書（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

（新設）

の内容及び前条に規定する事項に係る情報が金融商品取引法第二十七條の三十三に規定する特定証券等情報として同法第二十七條の三十一第二項又は第四項の規定により提供され、又は公表される場合

三・四 (略)

(受益証券の記載事項)

第十三條 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

(1)・(2) (略)

(3) 金融商品取引法第二條第一項第十四号に規定する有価証券で、銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二條第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令第一條の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)又は指定金銭信託に係るもの

(4) (8) (略)

ロ (略)

二・三 (略)

(受益証券の記載事項)

第十三條 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

(1)・(2) (略)

(3) 金融商品取引法第二條第一項第十四号に規定する有価証券で、銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二條第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一條の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)又は指定金銭信託に係るもの

(4) (8) (略)

ロ (略)

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)

第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令で定める指標は、当該指標に係る投資信託の受益証券をその開設する取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)に上場しようとする金融商品取引所(同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)又はその開設する店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。)において売買を行わせようとする認可金融商品取引業協会(同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)が、その規則で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすものとして指定しているものとする。

一・二 (略)

三 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄(当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。)の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。

四・五 (略)

六 有価証券又は商品(商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第四項に規定する商品をいう。以下同じ。)の価格に係る指標にあつては、当該投資信託の投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)

第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令で定める指標は、当該指標に係る証券投資信託の受益証券をその開設する取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)に上場しようとする金融商品取引所(同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)又はその開設する店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。)において売買を行わせようとする認可金融商品取引業協会(同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)が、その規則で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすものとして指定しているものとする。

一・二 (略)

三 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。

四・五 (略)

六 有価証券の価格に係る指標にあつては、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券の売買を円滑に行うことができると見込まれる銘柄で構成されているものであること(その構成銘柄の有価証券に対する投資として運用する場合に限る。)

柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。

2 令第十二条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める投資信託は、その受益証券の内容に照らして、当該受益証券の市場価格が連動対象指標（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をその変動率に一致させようとする指標をいう。第九十四条及び第二百五十九条第一号において同じ。）の変動を適切に反映して形成されるために十分な流通性を確保する措置その他の措置が必要なものであつて当該措置が講じられていないもの以外のもとする。

3 令第十二条第一号イ、第二号ハ及び第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる有価証券又は金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

イ 金融商品取引所又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券

ロ 店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）

2 令第十二条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める証券投資信託は、その受益証券の内容に照らして、当該受益証券の市場価格が連動対象指標（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をその変動率に一致させようとする指標をいう。第九十四条及び第二百五十九条第一号において同じ。）の変動を適切に反映して形成されるために十分な流通性を確保する措置その他の措置が必要なものであつて当該措置が講じられていないもの以外のもとする。

3 令第十二条第一号イ、第二号ハ及び第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものとする。

一 金融商品取引所又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券

ハ イ又はロに掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの  
(1) 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）

(2) 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものを含む。）のうち、その価格が認可金融商品取引業協会又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

(3) 金融商品取引法第二条第一項第十号、第十一号又は第十九号に掲げる有価証券

二 商品市場（商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場をいう。以下同じ。）又は外国商品市場（商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）において上場されている商品（当該商品市場又は外国商品市場において当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことができるものに限る。）

（削る）

二 店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの  
イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）

ロ 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するもの

4 令第十二条第一号イに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、当該有価証券又は商品の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り受益証券をもって返還することができる。

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券又は商品のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

5 令第十二条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品（以下「各銘柄の有価証券等」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一

を含む。）のうち、その価格が認可金融商品取引業協会又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

ハ 金融商品取引法第二条第一項第十号、第十一号及び第十九号に掲げる有価証券

4 令第十二条第一号イに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、当該有価証券の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り受益証券をもって返還することができる。

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

5 令第十二条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券（以下「各銘柄の有価証券」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の

定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券等にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。第五項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得することができる。

二 当該各銘柄の有価証券等について、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券を取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券等の評価額が取得する当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができる。

6 令第十二条第二号ハに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には当該イ又はロのそれぞれに掲げる部分に限っては、受益証券をもって返還することができる。

イ（略）

受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。第五項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得することができる。

二 当該各銘柄の有価証券について、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券を取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券の評価額が取得する当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができる。

6 令第十二条第二号ハに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には当該イ又はロのそれぞれに掲げる部分に限っては、受益証券をもって返還することができる。

イ（略）

- ロ 当該有価証券又は商品の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合 その差額に相当する部分
- 二 受益者より交換の請求があった場合には、当該投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券又は商品のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

7 (略)

8 令第十二条第三号に定める投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

- 一 当該投資信託の委託者は、当該投資信託の受益権の取得に用いる有価証券又は商品について前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をもって、それに相当する口数の当該投資信託の受益証券の取得を指図するものであること。
- 二 当該投資信託とその受益権を取得しようとする他の投資信託において、それぞれの投資信託約款における法第四条第二項第六号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- ロ 当該有価証券の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合 その差額に相当する部分
- 二 受益者より交換の請求があった場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

7 (略)

8 令第十二条第三号に定める証券投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

- 一 当該証券投資信託の委託者は、当該証券投資信託の受益権の取得に用いる有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をもって、それに相当する口数の当該証券投資信託の受益証券の取得を指図するものであること。
- 二 当該証券投資信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における法第四条第二項第六号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 商品市場又は外国商品市場において上場されている商品(当該商品市場又は外国商品市場において当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことができるものに限る。)

七 商品投資取引(令第三条第十号イに規定する商品投資取引をいい、商品市場又は外国商品市場において行う取引に限る。以下同じ。)に係る権利

2 法第十一条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇八 (略)

九 商品(前項第六号に掲げるものを除く。次項第九号において同じ。)の取得及び譲渡並びに貸借

十 商品投資等取引(令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいい、前項第七号に掲げる商品投資取引を除く。次項第十号において同じ。)

3 法第十一条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産(法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 有価証券 銘柄、数量、信託に係る信託財産を特定するために必要な事項その他当該有価証券の内容に関すること。

二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

2 法第十一条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇八 (略)

(新設)

(新設)

3 法第十一条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産(法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 有価証券 銘柄、数量、信託に係る信託財産を特定するために必要な事項その他の当該有価証券の内容に関すること。

二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄

、約定数値（金融商品取引法第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号ハにおいて同じ。）  
（金融商品（同法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。）又は金融指標（同条第二十五項に規定する金融指標をいう。）の種類、プット（権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。第十号において同じ。）又はコール（権利の行使により買主としての地位を取得するものをいう。第十号において同じ。）の別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。

三〇八 （略）

九 商品 種類、数量その他当該商品の内容に関すること。

十 商品投資等取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定価格（商品取引所法第二条第八項第二号に規定する約定価格をいう。第二百四十六条第六項において同じ。）又は約定指数（同法第二条第八項第三号に規定する約定指数をいう。第二百四十六条第六項において同じ。）  
商品又は商品指数（同法第二条第五項に規定する商品指数をいう。第二百四十六条第六項第一号において同じ。）の種類、プット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該商品投資等取引の内容に関すること。

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等）

第二十四条 （略）

、約定数値（金融商品取引法第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号ハにおいて同じ。）  
（金融商品（同法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。）若しくは金融指標（同条第二十五項に規定する金融指標をいう。）の種類、プット（権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。）又はコール（権利の行使により買主としての地位を取得するものをいう。）の別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。

三〇八 （略）

（新設）

（新設）

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等）

第二十四条 （略）

2・3 (略)

4 令第十九条第五項第六号に規定する内閣府令で定める商品は、第二十二條第一項第六号に掲げるもの以外の商品とする。

5 令第十九条第五項第七号に規定する内閣府令で定める取引は、第二十二條第一項第七号に掲げる取引以外の商品投資等取引（令第三十條第十号に規定する商品投資等取引をいう。）とする。

（運用報告書の交付を要しない場合）

第二十五條 法第十四條第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合（受益証券が金融商品取引法第二條第三十三項に規定する特定上場有価証券である場合を除く。）

二 (略)

三 受益証券が特定投資家向け有価証券（金融商品取引法第四條第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八十八條において同じ。）に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七條の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同條第二項の規定により提供され、又は公表される場合（投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

2・3 (略)

(新設)

(新設)

（運用報告書の交付を要しない場合）

第二十五條 法第十四條第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合

二 (略)

(新設)

(投資信託約款の内容の届出)

第七十七条 法第四十九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一 七 (略)

八 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

九 十二 (略)

2 (略)

(運用報告書の交付を要しない場合)

第八十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合(受益証券が金融商品取引法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券である場合を除く。)

二 受益証券が特定投資家向け有価証券に該当する場合であつて、

運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七條の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合(投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。)

(投資信託約款の内容の届出)

第七十七条 法第四十九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一 七 (略)

八 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

九 十二 (略)

2 (略)

(運用報告書の交付を要しない場合)

第八十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、受益証券が金融商品取引所に上場されている場合とする。

(新設)

(新設)

(外国投資信託の届出を要しない受益証券の範囲)

第九十四条 令第三十条第二号に規定する内閣府令で定める外国投資信託の受益証券は、令第十二条第二号に掲げる投資信託(連動対象指標の構成銘柄の株式に対する投資として運用するものに限る。)に類する外国投資信託の受益証券とする。

(外国投資信託の届出を要しない行為)

第九十四条の二 令第三十条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、第一種金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この条において同じ。)を行う者が適格機関投資家を相手方とし、又は適格機関投資家のために行う外国金融商品市場に上場されている外国投資信託の受益証券(前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)に係る次に掲げる行為とする。

一 外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理(外国金融商品市場における買付けの媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

二 外国金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理(外国金融商品市場における買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代

(外国投資信託の届出を要しない受益証券の範囲)

第九十四条 令第三十条第二号に規定する内閣府令で定める外国投資信託の受益証券は、令第十二条第二号に掲げる証券投資信託(連動対象指標の構成銘柄の株式に対する投資として運用するものに限る。)に類する外国投資信託の受益証券とする。

(新設)

理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該  
第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当  
該外国投資信託の受益証券の売却を行わないことを当該適格機関  
投資家が約することを条件として行うものに限る。）

三 売付け又は買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（第一号に掲げ  
るものを除き、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該  
第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当  
該外国投資信託の受益証券の売却を行わないことを当該適格機関  
投資家が約することを条件として行うものに限る。）

四 その行う前各号に掲げる行為により当該外国投資信託の受益証  
券を取得した者からの買付け

（登録投資法人が行うことができる取引）

第二百二十条の二 令第一百六条第二号に規定する内閣府令で定める  
行為は、採鉱、採取、製錬、精製その他これらに類する行為とする。

（投資主の保護に欠けるおそれのない場合）

第二百二十二条 令第一百七条第七号に規定する内閣府令で定める場  
合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

（新設）

（投資主の保護に欠けるおそれのない場合）

第二百二十二条 令第一百六条第六号に規定する内閣府令で定める場  
合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第二百三十条 (略)

2 金融商品取引法第三十四条の二第四項、金融商品取引法施行令第十五条の二十二及び金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(書面の交付)

第二百四十六条 法第二百三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売買の別、有価証券現実数値(金融商品取引法第二十八条第八項第三号口に規定する有価証券現実数値をいう。)が有価証券約定数値(同号口に規定する有価証券約定数値をいう。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別又はオプション(金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。第二百七十一条において同じ。)を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における当事者の立場を示すものであって、これらに準ずるもの

二・三 (略)

2と4 (略)

5 令第二百二十五条第三項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、同号の取得又は譲渡に係る種類、数量及び単価とする。

6 令第二百二十五条第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は

第二百三十条 (略)

2 金融商品取引法第三十四条の二第四項、金融商品取引法施行令第十五条の二十二及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十六条の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(書面の交付)

第二百四十六条 法第二百三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売買の別、有価証券現実数値(金融商品取引法第二十八条第八項第三号口に規定する有価証券現実数値をいう。)が有価証券約定数値(同号口に規定する有価証券約定数値をいう。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別又はオプション(金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。)を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における当事者の立場を示すものであって、これらに準ずるもの

二・三 (略)

2と4 (略)

(新設)

(新設)

、次に掲げる事項とする。

- 一 将来の一定の時期における現実の商品の価格若しくは商品指数の数値が約定価格若しくは約定指数を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別又はオプション（商品取引所法第二条第八項第四号に規定するオプションをいう。）を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における当事者の立場を示すものであって、これらに準ずるもの
- 二 銘柄その他取引に係る名称又は種類であつてこれに準ずるもの
- 三 件数その他取引に係る数量であつてこれに準ずるもの
- 四 対価の額、約定価格又は約定指数その他取引一単位当たりの金額又は数であつてこれらに準ずるもの

（外国投資法人の届出を要しない行為）

第二百五十九条の二 令第二百二十八条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この条において同じ。）を行う者が適格機関投資家を相手方とし、又は適格機関投資家のために行う外国金融商品市場に上場されている外国投資証券（法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）に係る次に掲げる行為とする。

- 一 外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理（外国

（新設）

金融商品市場における買付けの媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

二 外国金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理（外国金融商品市場における買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

三 売付け又は買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（第一号に掲げるものを除き、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

四 その行う前各号に掲げる行為により当該外国投資証券を取得した者からの買付け

（委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外等）

第二百六十五条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する

（委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外）

第二百六十五条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定によりみなして適用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令に定める同条第一号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する

る内閣府令第二百二十八条各号に掲げる行為及び次に掲げる行為（法第二百二十三条の第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為にあつては、第六号に掲げる行為を除く。）とする。

一〜四 （略）

五 運用財産の商品の売買の委託を受けることを内容とした運用を行うこと（次号に掲げる行為を除く。）。

六 商品取引受託業務（商品取引所法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務をいう。以下同じ。）として、運用財産に係る商品市場における取引（同条第十項に規定する商品市場における取引をいう。以下同じ。）の委託を受けることを内容とした運用を行うこと。

七 外国商品市場において行われる運用財産に係る取引であつて商品市場における取引に類するものの委託を受けることを内容とした運用を行うこと。

八 個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て、次のいずれかに掲げる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行う不動産の売買

ロ 商品（商品市場又は外国商品市場において上場されているものに限る。）の売買（前日の公表されている最終価格に基づき

る内閣府令第二百二十八条各号に掲げる行為及び次に掲げる行為とする。

一〜四 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

五 個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により不動産の売買を行うことを内容とした運用を行うこと。

（新設）

（新設）

算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うものに限る。)

ハ 商品投資取引

(委託者指図型投資信託における投資信託財産相互取引禁止の適用除外等)

第二百六十六条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十九条第一項各号に掲げる行為及び同項第一号イに掲げる要件を満たす次に掲げる行為とする。

一 不動産の売買（不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うものに限る。）を行うことを内容とした運用を行うこと。

二 商品（商品市場又は外国商品市場において上場されているものに限る。）の売買（前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うものに限る。）を行うことを内容とした運用を行うこと。

三 商品投資取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(新設)

(委託者指図型投資信託における投資信託財産相互取引禁止の適用除外等)

第二百六十六条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定によりみなして適用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令に定める同条第二号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十九条第一項各号に掲げる行為及び同項第一号イに掲げる要件を満たす不動産の売買（不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うものに限る。）を行うことを内容とした運用を行うこととする。

(新設)

(新設)

(新設)

(委託者指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為等)

第二百六十六条の二 法第二百二十三条の三第二項及び第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十条の規定の適用については、同条第一項第八号中「を含む。」とあるのは、「を含む。」又は商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。)」とする。

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百六十七条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第五百三十三条各号に掲げる行為及び次に掲げる行為とする。

- 一 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特

(新設)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百六十七条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定によりみなして適用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第五百三十三条各号に掲げる行為及び当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資運用業(金融商品取引法第二十八条第四項の投資運用業をいう。)に関して当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこととする。

(新設)

定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項の投資運用業をいう。次号において同じ。）に関して当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

二 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が商品投資契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第五項に規定する商品投資契約をいう。以下同じ。）の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資運用業に関して当該商品投資契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

（運用明細書）

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（新設）

（運用明細書）

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令の規定の適用については、同令第七十条第一項第三号中「銘柄」とあるのは「銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利又は不動産等以外の資産である場合に

<p>第四号</p>	<p>第三号</p>
<p>ニ 法第二条第二十一項</p> <p>イからニまで</p>	<p>銘柄</p>
<p>ニ 法第二条第二十一項</p> <p>イからトまで</p>	<p>銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利、不動産等又は商品投資等取引に係る権利以外の資産である場合にあつては当該資産の種類及び内容）</p>

あつては当該資産の種類及び内容」と、同項第五号中「、件数又は数量に準ずるもの」とあるのは「件数又は数量に準ずるもの、取引の対象が不動産等である場合にあつては数量及び面積」とする。

---

---

第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）及び同条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた事由（同条第二十一項第五号及び第二十二項第六号に掲げるいずれかの事由をいう。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）及び同条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた事由（同条第二十一項第五号及び第二十二項第六号に掲げるいずれかの事由をいう。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

ホ 当事者が商品（商品取引所法第二条第四項に規定する商品をいう。以下この号において同じ。）又は商品指数（同条第五項に規定する商品指数をいう。以下この号において同じ

。 ) についてあらかじめ約定する価格又は数値と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格又は当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引  
現実の商品の価格又は商品指数の数値が、約定価格（同条第八項第二号に規定する約定価格をいう。）又は約定指数（同項第三号に規定する約定指数をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

へ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令

---

---

---

第三条第十号ハに掲げる取引 相手方と取り決めた商品の価格又は商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

ト 当事者の一方の意思表示により当事者間において商品の売買取引、ホ又はヘに掲げる取引を成立させることができる権利（以下このトにおいて「商品関連オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引 商品関連

---

	第五号		の 件数又は数量に準ずるも
オプションを付与する 立場の当事者となるも の又は商品関連オプション を取得する立場の 当事者となるもの	の 件数又は数量に準ずるも の。取引の対象が不動産 等である場合にあつては 、数量及び面積		

(委託者非指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外)

第二百六十九条 法第二十三條の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四條の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二條の二において準用する金融商品取引法第四十二條の二に規定する内閣府令に定める同條第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一〜五 (略)

六 信託財産の商品の売買の委託を受けることを内容とした運用を行うこと。

七 商品取引受託業務として、信託財産に係る商品市場における取

(委託者非指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外)

第二百六十九条 法第二十三條の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四條の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二條の二において準用する金融商品取引法第四十二條の二に規定する内閣府令に定める同條第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一〜五 (略)

(新設)

(新設)

引の委託を受けることを内容とした運用を行うこと。

八| 外国商品市場において行われる信託財産に係る取引であつて商品市場における取引に類する取引の委託を受けることを内容とした運用を行うこと。

九| 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) (3) (略)

(4)| 商品(商品市場又は外国商品市場において上場されているものに限る。)の売買(前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うものに限る。)

(5)| 商品投資取引

(6)| 前日の公表されている最終の価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引(4)に掲げる取引を除く。)

十| (略)

(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外)

第二百七十条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業

(新設)

六| 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) (3) (略)

(新設)

(4)| 前日の公表されている最終の価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引

七| (略)

(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外)

第二百七十条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業

務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ (略)

ロ 前条第九号ロ(1)から(6)までのいずれかに該当するものであること。

三 (略)

2 前項第一号ロの「対象特定資産取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一〜四 (略)

五 商品(商品市場又は外国商品市場において上場されているものに限る。)の売買

六 商品投資取引

3 第一項第一号ロの対象特定資産取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一〜六 (略)

七 前項第五号に掲げる取引 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

八 前項第六号に掲げる取引 商品市場又は外国商品市場において

務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ (略)

ロ 前条第六号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当するものであること。

三 (略)

2 前項第一号ロの「対象特定資産取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

3 第一項第一号ロの対象特定資産取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一〜六 (略)

(新設)

(新設)

行うもの

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三条の三五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～七 (略)

八 信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあつては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいう。以下同じ。）を含む。）又は商品投資等取引を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

2 (略)

(信託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三条の三五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～七 (略)

八 信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあつては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいう。以下同じ。）を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

2 (略)

(信託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百七十二條 法第二百二十三條の三五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四條の二において準用する金融商品取引法第四十四條の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘(金融商品取引法第四條第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。次條第一号において同じ。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(同法第二條第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。次條第一号において同じ。)の条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

三・四 (略)

五 当該信託会社の親法人等又は子法人等が商品投資契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該商品投資契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

第二百七十二條 法第二百二十三條の三五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四條の二において準用する金融商品取引法第四十四條の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

三・四 (略)

(新設)

六| (略)

(金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百七十三条 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

二・三 (略)

四| 当該金融機関の親法人等又は子法人等が商品投資契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該商品投資契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

五| (略)

五| (略)

(金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百七十三条 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

二・三 (略)

(新設)

四| (略)

[